

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)

本説明事項(重要)は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1) サービス名称・区分

ケーブルプラス電話〔電話サービス〕

(2) サービスを提供する会社

KDDI株式会社

(3) お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先
・サービス内容

お問い合わせ先:0120-344-893 お問い合わせ時間:9:00~18:00

接続・設定・故障
お問い合わせ先:0120-344-893 お問い合わせ時間:9:00~18:00

インターネットメール等でお問い合わせ先
e-mail:ccn@ccn-cabv.co.jp

(4) ご請求事項

① サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更場合があります。

●記載の内容は2014年4月1日現在の情報です。

② 請求についての注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいたシーエヌエヌ株式会社(以下「CCN」といいます)から請求させていただきます。

●請求の計算方法は、CCNの定める方法となりますので、本紙の記載表示額の合計とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

●国際オペレータ電話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

③ 他社料金についての注意

●他社料金(NTT東日本・NTT西日本料金等)につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT東日本・NTT西日本工事費につきましては、お客様宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

④ 個人情報の取り扱い

●KDDIが本サービスのお申込みに関して取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、KDDI既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用いたします。

⑤ au IDについて

●ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDをKDDI株式会社から引出します。au IDは、お客様サービスのログインに利用します。(2014年5月開始予定)。なお、au IDの利用はKDDI株式会社からのau ID利用規約によります。

⑥ その他

●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5) サービス内容

●国内加入電話、国際、携帯電話・PHS、IP電話等向け通話をご利用いただけます。

●現在お使いのNTT東日本・NTT西日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用(以下、「番号ポータリティ」といいます)いただけます。詳細については⑧「番号ポータリティ」をご覧ください。

●「110(警察)」「119(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。

●本サービスはISDNをご利用いただけます。

●停電時はご利用できません(携帯電話やPHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください)。

(6) 契約・お申込みについて

●このお申込みによる契約は、KDDIのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。

●お申込みを受けた場合でもKDDIの設備の都合により、本サービスをご利用いただけません。また、お申込み地域によって保有する回線数に限りがありますので、ご利用いただけない場合があります。

●NTT東日本・NTT西日本加入電話サービスに適用する契約者情報(提供可否確認結果および提供不可理由など)にかかわらず、NTT東日本・NTT西日本加入電話サービスに対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者及び電話契約者)に同意いただきます。

●110番、119番非常通報装置(注)は本サービスに接続できません。(注)非常通報装置とは⑧「110番(警察)」「119番(消防)」の自動発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置です。本サービスにお申込みいただけません。

●緊急通報等を行う自動通報装置(電話機)(※)は機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合があります。また、本サービスにお申込みいただく際に、お申込者ご自身で、お申込者ご自身で提供している電話番号に、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことができるタイプの電話機も含まれます。「緊急通報システム」(あんしん電話)等の名称で呼ばれています。

●本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、サービスをご利用いただけない場合があります。

●お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。

●お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはできません。

(7) 緊急通報(110/118/119)について

●「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」ダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)へ通知されます。110番(警察)・海上保安庁・消防を除く。なお、回線番号非通知設定が適用されませんので、通知を拒否した場合は、お申込者ご自身に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8) 電話番号の継続利用について

① 番号ポータリティ(他社からの番号の引継ぎ)

●NTT東日本・NTT西日本およびNTT東日本・NTT西日本以外の事業者(以下、「他社」といいます)から本サービスへの番号引継ぎに際し、現在ご利用中の電話番号は終了(NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライブライン、INSネット64・ライブライン)および他社の電話サービスは解約となります。現在ご利用中の電話番号における付加サービスは解約となります。NTT東日本・NTT西日本および他社への手続きはKDDIが代行して行います。お客様からは必要ありません。また、本サービスへの番号引継ぎに際し、移転先事業者より連絡がある場合があります。

●NTT加入電話、INSネット64から本サービスの番号引継ぎの場合は休止工事費2,000円(税込2,160円)が別途NTT東日本・NTT西日本およびお客様に請求されます。

●他社からの番号引継ぎの場合は他社が定める提供条件により、解約に関わる費用(工事費など)が発生する場合があります。現在ご利用のサービスが提供されていますことをご確認ください。

●NTT東日本・NTT西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。

●NTT東日本・NTT西日本等の電話番号が本サービスに関する契約者情報(本人確認結果、買値の設定などは差押金の有無、提供可否確認結果および提供可否)にかかわらず、NTT東日本・NTT西日本加入電話サービスに対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者)に同意いただきます。

●番号引継ぎについてNTT加入電話の契約者(名義人)の同意を得た上でお申込みください。

●番号ポータリティは以下の条件に一致した場合にご提供可能となります。

・NTT東日本・NTT西日本加入電話サービスに適用する一般加入電話(電話番号サービス)およびISDN(総合デジタル通信サービス)であること。また、NTT東日本・NTT西日本加入電話およびISDNからの番号ポータリティによりKDDIが別に定める他社サービスをご利用中ではないこと。

・現在ご利用が使用している電話番号を変更し、ご利用場所の変更がないこと。

・番号ポータリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。

●共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の回線の番号引継ぎはお申込みできません。

●ADSLサービス、お申込み電話番号に付随する各種割引サービスをご利用の場合は定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約前にお客様ご自身で確認してください。

●インターネット接続サービスと併せてご利用の場合など、電話サービス以外のサービスの取扱いについては、現在ご利用のサービス提供先へお問い合わせください。

●現在INS64をご利用の場合、ISDN各種機能、ISDN専用電話機/ISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)は本サービスでは利用できません。

●NTT東日本・NTT西日本加入電話の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票がお客様に送付されます。休止連絡票はNTT東日本・NTT西日本加入電話サービスに適用する契約者情報(本人確認結果、買値の設定などは差押金の有無、提供可否確認結果および提供可否)にかかわらず、NTT東日本・NTT西日本加入電話サービスに対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者)に同意いただきます。

●NTT東日本・NTT西日本加入電話の休止連絡票が送付されることはありません。

●NTT東日本・NTT西日本加入電話の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告より6年目以降の延長が可能です。延長を行わない場合は権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。

●レンタル電話機の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開始日までに、NTTファイナンス(株)連絡先:0120-86-6200へご連絡ください。また、NTT東日本・NTT西日本加入電話の機器リース(電話機/フレッツフォン)をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をご利用いただく前に、必ずNTT東日本・西日本(116)へ「取り買い」または「レンタル終了(NTTへの返却)」をご連絡ください。

(9) 2ADSL one電話サービス/メタルプラス電話/auひかり電話サービスからの切替をご利用の場合

●ADSL one電話サービス/メタルプラス電話(「ご家庭用」「事業用専用回線」)から本サービスへの番号引継ぎに際し、ADSL oneの電話サービス、ネットサービス(「IP」「メタルプラスネット/DION ADSL」)および050番号サービス(KDDI-IP電話)またはメタルプラス電話およびau one net/リアルアップ(メタルプラスネット/リアルアップ)は解約となります。

●解約手続きはKDDIが行いますので、お客様からは必要ありません。auひかり電話サービスおよびauひかり(au one net)ネットサービス/メタルプラス電話サービスは解約はKDDIが行いますので、お客様からは必要ありません。

●auひかり(他プロバイダ)ネットサービス/メタルプラス電話サービスは解約となりますので、ケーブルプラス電話の開始後、お客様ご自身で契約のプロバイダへお手続きが必要になります。

●ADSL one電話サービス/メタルプラス電話/auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込みが必要です。なお、電話帳機能についても改めてお申込みが必要になります。

●※付加サービスのうちKDDI電話 au 各種機能サービス(auひかり電話サービス)のメタルプラス電話/auひかり電話サービスでのご登録情報が自動移行される場合があります。メタルプラス電話/auひかり電話サービスをご利用の場合は、以下に定める条件に一致した場合にご提供可能となります。

・ADSL one/メタルプラス電話/auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること。

・ADSL one/メタルプラス電話(ご家庭用)/auひかり(au one net)利用の場合、電話サービスからの切替の場合は、ケーブルプラス電話のご契約者名義が同一である。または親等以内の同一氏名であること(名義が異なる場合、KDDIからADSL one/メタルプラス電話/auひかり電話サービスのご契約者様へ郵送にて名義変更の確認をさせていただきます)。

・メタルプラス電話(事業用)/auひかり(他プロバイダ)利用の場合、電話サービスからの切替の場合は、ケーブルプラス電話のご契約者名義が同一であること。

●KDDIメタルプラス(事業用)複数回線をご利用のお客様については、切替はお申し込みいただけません。

(10) 本サービスの機能について

●ご利用いただけない通話・通信先がございます(詳しくは【別表1】接続先をご参照ください)。

●【0088】等の事業者識別番号により電気通信事業者を指定した発信はできません。AOR機能はご利用して利用することをお勧めします。

●【0088】等の事業者識別番号の後(区内:携帯・国際(自動ダイヤル)等)の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となり通話料が適用されます。

●以下の機能・各種サービスはご利用いただけません(詳しくは【別表2】ご利用いただけない機能・サービスをご参照ください)。

通信機器・サービス

ISDN
G4 FAX
パケット通信

通話機能・サービス
トリオフォン
でんわばん
ナンバーお知らせ136・宜んたらお知らせ159
フレッツ同線の振替ダイヤル機能

電話番号に関する機能・サービス
二重番号サービス
ナンバー

ADSL又は他社が提供する機能・サービス
ADSLサービス
マイラップサービス(マイライン・マイラインプラス)
お申し込み電話番号に付随する各種割引サービス

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

●以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

●「ガス・電気・水道等の遠隔接続」発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。

●モテム通信等(モテムサービス)

ダイヤルアップによるインターネット接続 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※FAXは概ねご利用いただけます。

(11) 104番案内および電話帳への掲載手続きについて

●104番案内と電話帳(ハローページ(個人名簿)への番号掲載をご利用いただけます。

●電話帳はハローページ(個人名簿)のみの掲載となり、掲載者名はご契約者名(個人名)となります。

(12) 電話帳の配布について

●電話帳の配布(有料)を希望される場合は、別途タウンページセンター(連絡先:0120-506-309)へご連絡願います。

(12-2) 二割り料金

●本サービスの二割り料金はお申込みいただいたCCNから請求させていただきます。

●国際オペレータ電話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

●請求書の発行時期、請求の支払方法については、CCNの定めるところによります。

●基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月および解約月(途中加入の場合)、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行った場合は全額のご請求となります。

●インターネットサービスは毎月定額料金においてご契約中のお客様に全額をご請求させていただきます。

●実際の請求時の消費税の計算方法は、CCNの定める方法となっております。本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。

●本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際にCCNが設定する工事費がかかる場合があります。詳しくはCCNにお問い合わせください。

●保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

●キャンペーンの適用は、1設置場所につき1回限りとさせていただきます。

(12-2) 月額利用料

基本料 1,330円(税込1,436.4円)

その他料金 100円(税込108円)

注1)通話時間KDDIよりご契約者に送付させていただきます。

(12-3) 通話料

ケーブルプラス電話向け通話 無料

市内通話 8円(税込8.64円)/3分

国内加入電話向け通話 県内市外通話 15円(税込16.20円)/3分

県外通話 例)刈羽半島39円(免税)/1分

国際通話 2分 中国宛30円(免税)/1分

携帯電話向け通話 au以外 15.5円(税込16.275円)/1分

上記以外宛 15円(税込16.20円)/1分

PHS向け通話 10円(税込10.8円)/1分

IP電話向け通話 別0円(税込10.8円)/1通話

特別番号への通話 時報 8円(税込8.64円)/3分

天気予報 市内・県内市外 8円(税込8.64円)/3分

番号案内 県外 15円(税込16.20円)/3分

災害用伝言ダイヤル 100円(税込108円)/1分

ナビダイヤル(NTTコミュニケーションズ) 8円(税込8.64円)/1分

テレドーム(NTTコミュニケーションズ) 100円(税込108円)/1分

注1)県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

注2)その他地域、オペレータ電話の通話料についてはお問合せいただくか、KDDIのホームページ(<http://www.kddi.com/cable/index.html>)にてご確認ください。

(12-4) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料 ユニバーサルサービス支援機関(TCA)が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料は「電話番号簿」に請求させていただきます。

※1電話番号ありの月額料金はユニバーサルサービス支援機関により公表される番号単価に基づきご請求させていただきます。

※番号単価は、ユニバーサルサービス支援機関が6ヶ月ごと算定し、ホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)にて公表されます。

※なお、ユニバーサルサービス制度やお客様への請求につきましては、以下URLをご参照下さい。(<http://www.kddi.com/corporate/kokai/kokai-universal/index.html>)

(12-5) 初期費用

契約料等 キャンペーンにより無料

※以下のお申込みを行なった場合、別途、下記費用を請求させていただきます。

番号ポータリティ キャンペーンにより無料

番号変更 2,000円(税込2,160円)/登録

(12-6) 付加サービス利用料

サービス名 月額利用料

割込通話(キヤッチホン) 300円(税込324円)

発信番号表示(ナンバーディスプレイ) 400円(税込432円)

番号通知リクエスト(ナンバーリクエスト) 200円(税込216円)

割込番号表示(キヤッチホン・ディスプレイ) 100円(税込108円)

迷惑電話遮断(迷惑電話おとり番号サービス) 700円(税込756円)

通話料 500円(税込540円)

注1)着信お知らせを開始するには、登録したau携帯電話から利用開始の設定が必要です。全通知、無応答(話中含む)、通知なしから選択いただけます。設定の変更は、フレッツホン番号の発信する電話またはセルフページ、EZセルフページにてご利用いただけます。

注2)その他地域、オペレータ電話の着信日時、発信電話番号等/リアルタイムにかかる情報はau携帯電話に通知しますので、お申込みにあたってはau携帯電話の番号にお間違いないようご注意ください。

(12-7) 割引料金

① ケーブルプラス電話 au ケータライツ割引

概要 KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話au携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくは登録住所が同じ場合、基本料(定額利用料)より毎月100円(税込108円)減額する「ケーブルプラス電話 au ケータライツ割引」を適用いたします。

なお、以下の場合は本割引の対象外となりますのであらかじめご了承ください。

※この料金の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止した場合は、割引の対象外となります。

※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更(かけあつた場合、あらためて届出が必要)で、届出されていなかった場合、割引の対象外となる場合があります。*携帯電話番号ポータリティにはご契約者の変更を含みます。

注)au携帯電話には沖縄セルラーも含まれます。また、auびりべい(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります。

注意事項 「解約やキャンペーンの適用等」については基本料(定額利用料)が100円(税込108円)に満たない場合は差額の1回返上いたします。

「ケーブルプラス電話 au ケータライツ割引」の適用についてCCNに通知されることについて、承諾していただきます。

② auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話)について

概要 KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話au携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくは登録住所が同じ場合、以下の通話3分通話料相当額を割引し、無料といたします。

① auひかり 電話サービス*auひかり ちゅら 電話サービス*ADSL one電話サービス*1.メタルプラス電話/ケーブルプラス電話/au one netの050電話サービス(KDDI-IP電話)・コムファ光電話サービスへの通話

② au携帯電話(auひかり付含む)への国内通話(グローバルサービス対応機種への国内通話の場合、発信料は無料ですが、着信先に通話料がかかります)

*1 050電話サービスを含みます

※この料金の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止した場合は、割引の対象外となります。

※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更(かけあつた場合、あらためて届出が必要)で、届出されていなかった場合、割引の対象外となる場合があります。*2 携帯電話番号ポータリティにはご契約者の変更を含みます。

注)au携帯電話には沖縄セルラーも含まれます。また、特に記載がある場合を除き、auびりべい(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります。

本割引の適用についてCCNに通知されることについて、承諾していただきます。

着信側固定電話サービスは本注意事項

●着信先が、NTT電話からKDDI加入電話へ番号ポータリティする場合は、ポータリティ工事日の翌日午後以降の通話が割引対象となります。

●着信先が、KDDI加入電話からNTT電話へ番号ポータリティする場合は、ポータリティ日の前日までの通話が割引対象となります。

(12-8) キャンペーンについて

① 初期費用無料キャンペーン

お申込み対象者 ケーブルプラス電話にご加入いただいたお客様

概要 ケーブルプラス電話の加入と同時に初期費用(契約料、番号ポータリティ)が無料となります。

注意事項 キャンペーン適用は1設置場所につき1回限りとさせていただきます。

(12) 宅内機器(電話機能付ケーブルモデム)について

●本サービスをご利用の際は、ご利用CCNが設置する宅内機器をKDDIが指定する方法にて接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。

●本サービスをご利用の際は、宅内機器の電源は常にONの状態をご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。

●本サービスは、宅内機器と接続された電話機のみご利用いただけます。

●宅内機器の仕様は、ご契約者の連絡先電話番号によって、内容の変更(かけあつた場合、あらためて届出が必要)で、届出されていなかった場合、割引の対象外となる場合があります。*2 携帯電話番号ポータリティにはご契約者の変更を含みます。

●宅内機器は動作/フレッツホン番号の機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動することがサービスが一旦停止します。

●宅内機器に故障が生じた際はご利用のCCNが対応し、修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。

●宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使用し、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご利用ください。

(14) 本サービスの解約について

●本サービスを解約される場合は、ご利用のCCNにお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においauひかり 電話サービス、メタルプラスサービスにご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ずケーブルテレビ会社へお申し出下さい。

●宅内機器等については、CCNにて撤去工事を行います。

●番号ポータリティにてご利用いただいていた本サービスの電話番号をNTT東日本・NTT西日本等で継続してご利用される場合は(以下、「他社」への番号ポータリティといえます)、NTT東日本・NTT西日本等へ事前に「番号の継続利用希望の旨」をご申請ください。

●他社への番号ポータリティの場合、NTT東日本・NTT西日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。(ご申告いただいた変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)

●他社への番号ポータリティにあり、電話番号の継続利用を要する期間および料金等については各社にご確認ください。

ケーブルプラス電話サービスの 工事及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)がケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます)に基づいて提供するケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」といいます)の開始又は終了に必要なケーブルプラス電話接続回線の引込、移設及び撤去に係る工事並びに電話機能付ケーブルモデム及びホームゲートウェイ機器(以下「終端装置」といいます)の設置、移設及び撤去に係る工事、その他これら保守に必要な工事のうち、シーシーエヌ株式会社(以下「当社」といいます)が行う工事及び料金の請求等に関して適用されます。

第2条 契約の成立

当社は、当社を通じ、電話サービスの申込みがあったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。
2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、KDDIを通じ、申込みを承諾しない場合があります。

1	ケーブルプラス電話接続回線を設置し、又は保守する事が技術上困難な場合。
2	申し込みをした者が、電話サービスに係る料金、又は工事に関する費用等の支払いを怠る恐れがある場合。
3	その他当社の業務の遂行上使用がある場合。

第3条 工事の承諾

約款所定のケーブルプラス電話契約者(以下「契約者」といいます)は、約款に基づき当社が当社所定の機器、工法により工事を行い、当社所定の別表1「工事費」を支払うものとします。なお、契約者は、当社が工事を当社指定の業者(以下「当社指定業者」といいます)に行わせることについても併せて承諾するものとします。
2 契約者は、工事に必要があるときは、当社又は当社指定業者が契約者の所有又は占有する敷地、家屋及び構築物等に立ち入ることを承諾するものとします。共同住宅、その他契約者以外の所有又は占有する敷地、家屋及び構築物等に立ち入る必要があるときは、契約者の責任においてその承諾を得ていただきます。
3 当社は、引込設備までの維持管理を行うものとし、契約者は宅内設備の維持管理を行うものとします。尚、終端装置の所有権は当社に帰属します。
4 当社は、別途定める「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、約款別記18で定める端末設備を契約者に貸与します。
5 契約の解約、解除の際には、当社が引込設備、終端装置を撤去するものとし、撤去に伴い契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等を要する場合、並びに電話機の他事業者電話回線への接続や電話サービス利用以前の状態に復帰する工事及び手続きは、契約者が行うものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、引込設備、終端装置の撤去に要する別途当社が定める費用は、契約者の負担となります。

第4条 サポート

電話サービスの利用、利用の停止、その他電話サービスに関しては、約款の定めるところによるものとします。
2 電話サービスを利用できないときは、契約者の設備・利用態様に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただき、当社が当社及びKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。当社の工事又はKDDIの責任以外の原因によるときは、当社及びKDDIはサポートの責めを負いません。
3 契約者は、電話サービスの利用環境、容態のほか、申告の時間帯等により、サポートができない場合又はサポートに時間を要する場合があることを承諾していただきます。

第5条 KDDI電話サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、約款の規定により支払いを要することとなった電話サービスに係る料金(以下「電話サービス料金」といいます)に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 支払い

契約者は、工事代金のほか、KDDIから当社が債権を譲り受けた電話サービス料金を、約款の定めに従い、当社の請求に基づき当社に支払うことを承諾するものとします。
2 契約者が支払期日を経過しても工事代金および電話サービス料金等を支払わないときは、支払済までの間(支払期日経過後に当社本社以外で支払われた場合は当社が支払の事実を確認できるまでの期間を含みます)、約款の定めに従い電話サービスの利用が停止されることがあるほか、支払期日の翌日から支払済まで年14.6%の割合(1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします)による遅延損害金を支払っていただきます。

第7条 セット割引の適用

契約者は、当社が提供する「ケーブルテレビサービス」及び「ケーブルインターネット接続サービス」(以下「他サービス」といいます)を電話サービスとあわせて利用される場合、次の各条件を満たす場合に限り、別表2の区分に従い、当社他サービスの利用料の合計額から、別表2の定める額を毎月割引いたします。

1	他サービスの月額利用料について、他の割引制度の適用を受けていない場合。
2	ケーブルテレビサービスについて、その利用コースが、光テレビサービスをご利用の場合。
3	電話サービスと他サービスの契約者名義が同一の場合。
4	電話サービスの口座振替の金融機関及び口座が他サービスと同一の場合。但し、ケーブルテレビサービスとケーブルインターネット接続サービスの口座が異なる場合は、電話サービスとケーブルテレビサービスの口座が同一であること。
5	電話サービスにおいて、ケーブルプラス電話サービスをご利用の場合。

第8条 個人情報の取り扱い

契約者の個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」により取り扱うものとします。

第9条 規約の改定

当社は、この規約を予告なく改定することができるものとします。当社は、この規約を改定しようとするときは、当社ホームページに掲載して告知するものとします。

附則 本規約は平成29年10月1日から発効するものとします。

別表1 工事費

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
利用開始時	当社 既加入者	追加工事	1ケーブルプラス電話 接続回線毎	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	当社 未加入者	新規工事	1ケーブルプラス電話 接続回線毎	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
本サービス 解約時	本サービス 契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話 接続回線毎	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額

別表2 セット割引の適用

区分	割引額
電話サービスとケーブルテレビサービスをご利用の場合	191円(税込206円)
電話サービスとケーブルインターネット接続サービスをご利用の場合	191円(税込206円)
電話サービスと下呂指定管理が提供するサービスをご利用の場合	191円(税込206円)

端末設備貸出サービスに関する契約条項

第1条 端末設備の貸出

当社は、ケーブルプラス電話契約者(以下「契約者」といいます)に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定する端末設備(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます)を無償で貸与します。

第2条 ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

当社は、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り、)に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
2 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
3 ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要な物品及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
4 当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条 ホームゲートウェイ機器の使用及び保管など

契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意を持って使用及び保管するものとします。
2 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し、又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移動してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
3 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます)を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます)を当社に返却するものとします。
4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表3「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等

契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。
2 ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。
3 解約等の理由で利用契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は解約費用とは別に、ホームゲートウェイ機器購入代金相当額を請求できるものとします。

第5条 責任の範囲

当社及びKDDI株式会社(以下「当社等」といいます)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づきホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
2 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべき事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
4 当社等は、契約者の責めに帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り、)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを有しないものとします。

別表3 ホームゲートウェイ機器購入代金相当額

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	税抜額 25,000円 (税込額)27,000円
--------------------	--------------------------